

令和7年度地域づくりに関する市の主な補助一覧

番号	事業名	所管課	問い合わせ先	対象	事業の目的	助成対象経費	募集時期	備考
1	小学校区まちづくり協議会支援事業	まちづくり協働推進課	電話番号：861-5024 住所：銘苅2-3-1なは市民協働プラザ3階	小学校区まちづくり協議会及び準備会並びに地域団体	那覇市地域づくり推進方針（仮）に基づき、小学校区ごとのまちづくり協議会の立ち上げから、その後の運営・活動までを継続的に支えるため、人的・財政的な支援を行う事業である。各地域（小学校区）に担当職員を配置し、コーディネーター育成支援、会議・勉強会運営、地域内外のネットワーク形成、情報の受発信など、地域の状況や段階に応じた伴走支援を行う。	・小学校区まちづくり協議会の運営及び活動に関する事業に係る経費の全部又は一部  ・準備会の運営に係る経費の全部又は一部	4月～3月	※まちづくり協働推進課ホームページ URL:https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasite/dukuri/collabo/matidukuri/kouku/koukumatidukurisienn.html
2	なは市民活動支援事業	まちづくり協働推進課	電話番号：861-5024 住所：銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ2階 なは市民活動支援センター	学生団体・NPO・市民活動団体・校区まちづくり協議会・自治会、ボランティア団体等 （スタート）団体設立年数が1年未満の団体もしくは学生主体の団体 （ステップ）（ステップアップ）団体設立年数が1年以上の団体	本市で社会貢献活動を行う市民活動団体の活動に対する助成金を交付する	活動費のみ（団体の運営のための人件費は不可）	4月上旬	※まちづくり協働推進課ホームページ URL:https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasite/dukuri/collabo/matidukuri/siencenter/jyoseikin2023.html
3	なはSDGs推進事業	まちづくり協働推進課	電話番号：861-5024 住所：銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ2階 なは市民活動支援センター	応募者の要件は、主に市内で活動する次の各号に掲げる者で本事業の目的を理解する者であること。 (1) NPO法人、一般社団法人、株式会社などの法人もしくは任意の市民活動団体 (2) 構成員が3名以上であること (3) 団体の規約等を有していること (4) 翌年度に那覇市版SIBにて出資を募るため、団体設立後3年以上で、類似事業について実績があること	市民・企業・団体等（以下「事業者という」。）のSDGs達成につながる協働の事業に助成金を交付し、社会課題の解決や社会価値の向上又は創造によって、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(1) 助成額 1件につき上限50万円 (2) 助成率 助成対象経費の10割以内	5月～6月	※まちづくり協働推進課ホームページ URL:https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasite/dukuri/collabo/matidukuri/siencenter/sdgs07sib.html
4	那覇市地域福祉基金	福祉政策課	電話番号：862-9002 住所：泉崎1-1-1 那覇市役所本庁2階	(対象団体) 本市において継続して1年以上にわたって社会福祉に活動実績のある団体 (対象事業) (1) 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業(2) 健康・生きがいづくりの推進に関する事業(3) ボランティア活動の活発化に関する事業(4) その他、高齢者、障がい者、児童等の保健福祉事業等の向上に関する事業	高齢者等の保健福祉の向上を図るため	事業実施にかかる経費（団体運営費にかかるものは除く）	4月～5月	※詳細は、福祉政策課ホームページでご確認ください。 URL:https://www.city.naha.okinawa.jp/fukushi/fukushiseisaku/fukushijigyoku/nahasitiikihukusiki/R6_kikin.html

5	なはし社会地域課題解決型起業支援補助金	商工農水課	電話番号：951-3212 住所：泉崎1-1-1 那覇市役所本庁6階	社会課題・地域課題の解決を目的とし、市内において起業をする者（創業5年未満の者も含む）又は、市内に本社があり、経営者又は従業員が既存事業とは異なった事業を行うため新たに起業をする者  ※起業形態は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、個人事業に限る。	市内の抱える社会課題、地域課題の解決を目的とした起業及び新規事業を行うものに対して、費用の一部を助成及び専門家等の派遣等を行い、スタートアップ企業等の創出及び成長の後押しをし、市内産業・経済のさらなる活性化を図ることを目的とする。	①対象経費： ・人件費（代表者や役員等を除く） ・使用料及び賃借料・店舗等賃借料 ・備品費及び消耗品費 ・原材料費、委託料・外注費 ・役員費 ・旅費 ・報償費 ・その他効果的に事業を執行するために必要な経費 ②補助率：補助対象経費の3分の2以内 ③補助上限額：100万円以内	5月～ 6月頃	<a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/business/kigyaoogyo/socialbusiness_naha.html">※商工農水課ホームページ https://www.city.naha.okinawa.jp/business/kigyaoogyo/socialbusiness_naha.html</a>
6	那覇市こどもの居場所運営支援事業補助金	保護管理課	電話番号：861-5193 （内）2461 住所：泉崎1-1-1 那覇市役所本庁2階	(1)かつ(2)に該当する団体  (1)こどもの支援団体等へのサポート事業におけるネットワークへ加入しているこどもの居場所の運営団体  (2)①食事支援②基本的な生活指導③基本的な学習支援④キャリア形成支援⑤その他こどもの居場所に関する活動のいずれかを月1日以上実施し、その実施期間が補助金交付年度の3月までとする団体	内閣府の「沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金」を利用し、市内のこどもの居場所の運営に対し支援を行うことにより、こどもの貧困の連鎖を断ち切り自立を助長し、もって福祉の増進に資することを目的とする。	謝金 交通費 消耗品費(食材費等) 印刷製本費 使用料及び賃借料 通信運搬費 光熱水費 保険料	2月 下旬	募集時期に、市の公式ホームページに掲載します。
7	自治会連絡事務委託	まちづくり協働推進課	電話番号：861-5024 住所：銘苅2-3-1なは市民協働プラザ3階	自治会	市政の連絡事務（以下「事務」という。）を、地域自治組織（以下「自治会」という。）に委託することにより、市政の円滑な運営を図ることを目的とする。	均等割と自治会への加入世帯割の合算額	年度 初め	※まちづくり協働推進課ホームページ <a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/jitikai/jichikaiinfo.html">https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/jitikai/jichikaiinfo.html</a>
8	自治会補助事業	まちづくり協働推進課	電話番号：861-5024 住所：銘苅2-3-1なは市民協働プラザ3階	自治会、準備委員会	自治会及び準備委員会等が、コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として実施する事業または、地域自治組織の設立機運醸成を図ることを目的に実施する事業に対し、補助金を交付する。	事業に掛かる経費（飲食費、交際費、懇親会費、慶弔費等、備品等の購入に要する費用は除く）の3/4（上限55,000円）	随時	※まちづくり協働推進課ホームページ <a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/jitikai/jichikaiinfo.html">https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/jitikai/jichikaiinfo.html</a>

9	保安灯設置事業補助金/電気料に関する補助	市民生活安全課	<p>電話番号：862-9930 住所：那覇市泉崎1丁目1番1号 市民生活安全課</p>	<p>自治会やPTA等、校区まちづくり協議会、3世帯以上の地域住民で組織される団体。</p>	<p>安全で快適な生活環境の整備促進のため。</p>	<p>①保安灯設置等事業補助金 新設：上限7万円※1 LED交換：上限5万円/1灯 修繕：上限3万円/1灯 防犯カメラ：10万円/1台 ※1：R8年から保安灯の新設は7万円の補助の予定 ②LED化推進事業補助金 蛍光灯→LED 上限5万円/1灯  ③電気料に関する補助 維持管理している保安灯の電気料金の一部を補助します。 【1灯あたりの補助額】 省電力型（10W未満）年額 2,110円 省電力型（10Wを超え20Wまで）年額 3,280円 省電力型以外（蛍光灯など）年額 2,400円</p>	4月上旬	<p>市民生活安全課ホームページ <a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/life/koutuuanzen/CKA-TU00120220.html">https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/life/koutuuanzen/CKA-TU00120220.html</a></p>
10	自主防災組織防災資機材交付事業	防災危機管理課	<p>電話番号：861-1102 住所：那覇市泉崎1丁目1番1号 5階</p>	<p>市長が認定した自主防災組織</p>	<p>住民の防災意識の向上と自主防災活動を促進し、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指すため。</p>	<p>市長が認定した自主防災組織に対し、必要な資機材を交付する（1回限り）。 上限額は、1組織基本額250,000円に、組織構成世帯数に500円を乗じて算出した額を加えた額で最大400,000円までとする。なお現物支給であり、食品や消耗品類は対象外。</p>	随時	<p>防災危機管理課ホームページ <a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/safety/saigai/jisyubousaisoshiki.html">https://www.city.naha.okinawa.jp/safety/saigai/jisyubousaisoshiki.html</a></p>